

農業振興地域整備計画変更(農振除外)手続きの流れ

＜ 申出書の提出から除外完了まで約6月を要します。 ＞

申出者	豊明市	愛知県
農振除外の相談 →	↓	
(除外の見込がある場合) 農用地利用計画変更 申出書の提出 →	← 相談内容の確認・検討	
	↓	
	申出書の内容確認 現地の確認 関係団体への意見聴取	
	↓	
	県との事前調整の依頼 →	農業振興地域整備計画との整合性や除外要件等の確認 地域農振整備対策班会議の承認
	↓	↓
	農振法第11条の手続き 公告縦覧 30日 意義申立 15日	← 事前調整の回答
	↓	
	農振整備計画変更協議 申出 →	事前協議内容との整合性の確認
		↓
除外完了の通知	← 農振法第12条の手続き	← 知事同意

※除外手続きについては、申請ではなく申出となります。